

## 防災情報の共有に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と岡山県知事（以下「乙」という。）は、各自が保有する災害情報や管理施設情報等の防災に関する情報（以下「防災情報」という。）を交換し、共有することについて、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が第4条に定める通信ネットワークに接続し、防災情報を共有することにより、迅速な災害対策及び的確な災害予防の実施、防災体制の充実・強化に資することを目的とする。

### （情報の共有）

第2条 甲及び乙は、災害時等において防災情報を交換し、共有するものとする。なお、甲及び乙が相互に交換し、共有する情報（以下「共有する情報」という。）は、河川及び道路等に関する防災情報とし、その項目の詳細は、別途定めるものとする。

2 防災情報の交換は、電話及びファクシミリ並びにデータ通信（CCTV画像情報等を含む。）により行うことができるものとする。

### （共有する情報の取扱い）

第3条 共有する情報に係る一切の権利は、前条により防災情報を交換し、共有する以前において当該情報を保有する者（以下「権利者」という。）に帰属するものとする。

2 甲又は乙は、共有する情報を、甲及び乙以外の第三者（以下「第三者」という。）へ提供することが必要となった場合は、あらかじめその旨を権利者へ通知し、承諾を得るものとする。この場合、第三者へ提供する情報は、情報の趣旨が変わる加除修正を行わないものとする。

3 甲又は乙は、第三者への情報提供に際し、第三者に損害を与え、又は第三者と争議を生じた場合は、第三者に情報を提供した者が責任を持って解決するものとする。

4 甲又は乙は、情報の精度及び機器等の故障や保守のために生じた情報の欠落については、互いにその責任を負わないものとする。

5 甲又は乙は、第1条に規定する目的の範囲内において、おのおのが関係する県及び市町村等（関係する河川管理者、道路管理者及び水防管理団体を含む。）へ共有する情報を配信することができるものとする。ただし、この場合にあつては、前各項の規定を適用するものとする。

### （ネットワークの構成）

第4条 甲及び乙は、防災情報を交換し共有するため通信ネットワークを確保するものとする。なお、通信ネットワークにより共有する情報は、甲及び乙において常時交換できるものとする。

- 2 前項に定める通信ネットワークの構成は別図－1のとおりとし、光ファイバー回線を確保するものとするが、甲及び乙が協議の上、多重無線回線により通信ネットワークの冗長化を図ることができるものとする。

(財産の帰属及び維持管理区分)

第5条 前条第1項に定める通信ネットワークに係る財産の帰属及び維持管理に係る費用の負担については、別図－2に示すとおりとし、図中の責任分界点によるものとする。

(協議事項)

第6条 この協定書に記載のない事項及び条項に疑義が発生した場合は、甲及び乙が協議し、別に定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

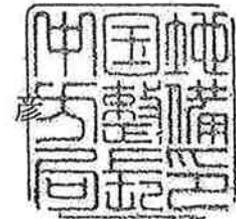
附 則

この協定は、次に掲げる協定等により情報交換を行うことを妨げるものではない。

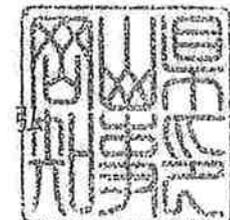
- 一 大規模災害時の救援に関する覚書 (平成11年 3月18日)
- 二 建設省と岡山県との間を結ぶ通信回線の運営に関する協定 (平成 元年 9月11日)
- 三 中国地方整備局と岡山県の河川に関する情報の交換についての協定 (平成14年 1月15日)
- 四 岡山県の潮位に関する情報の配信についての協定 (平成17年11月22日)

平成20年4月3日

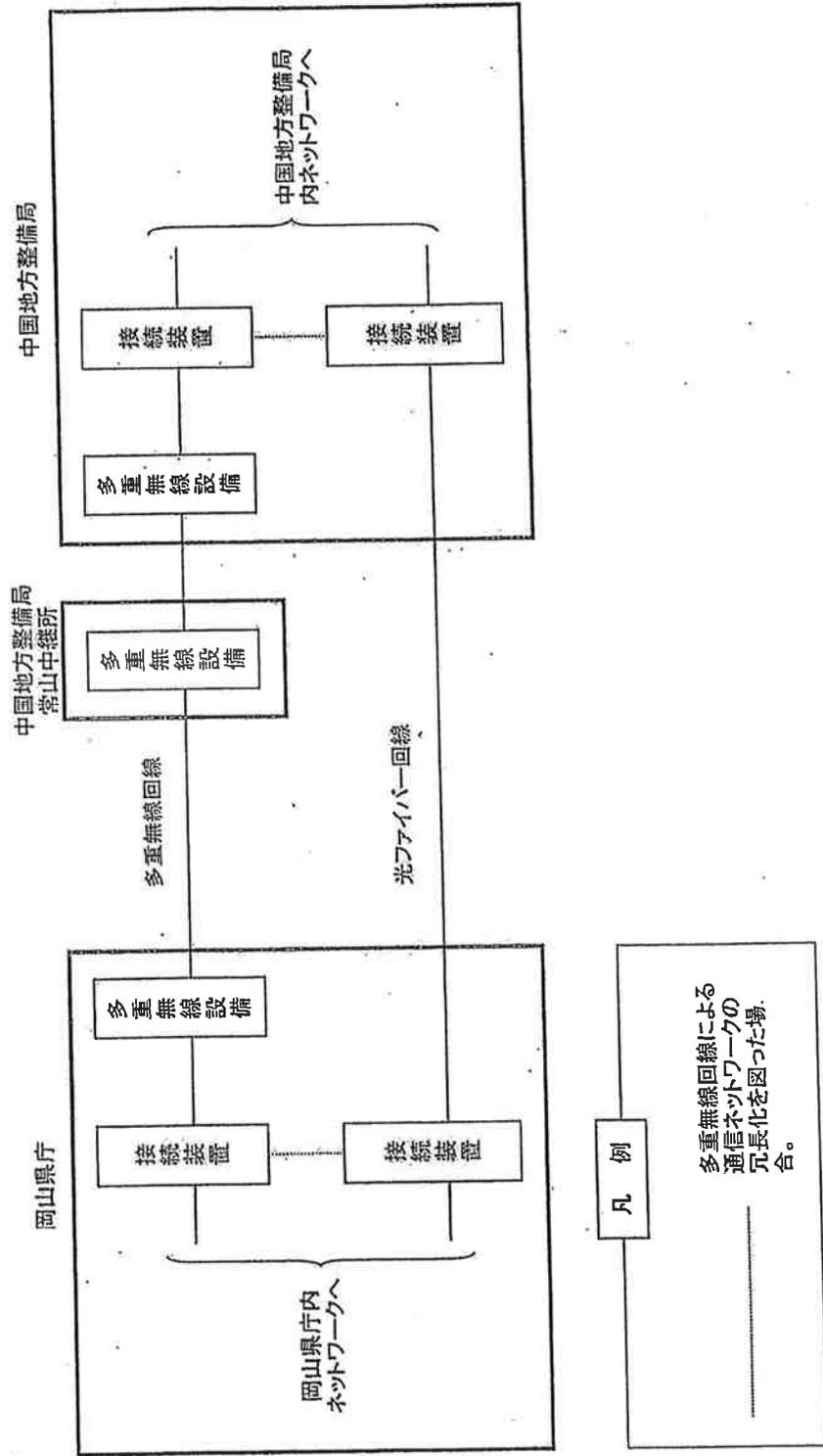
甲 国土交通省  
中国地方整備局長 藤 田 武



乙 岡山県知事 石 井 正

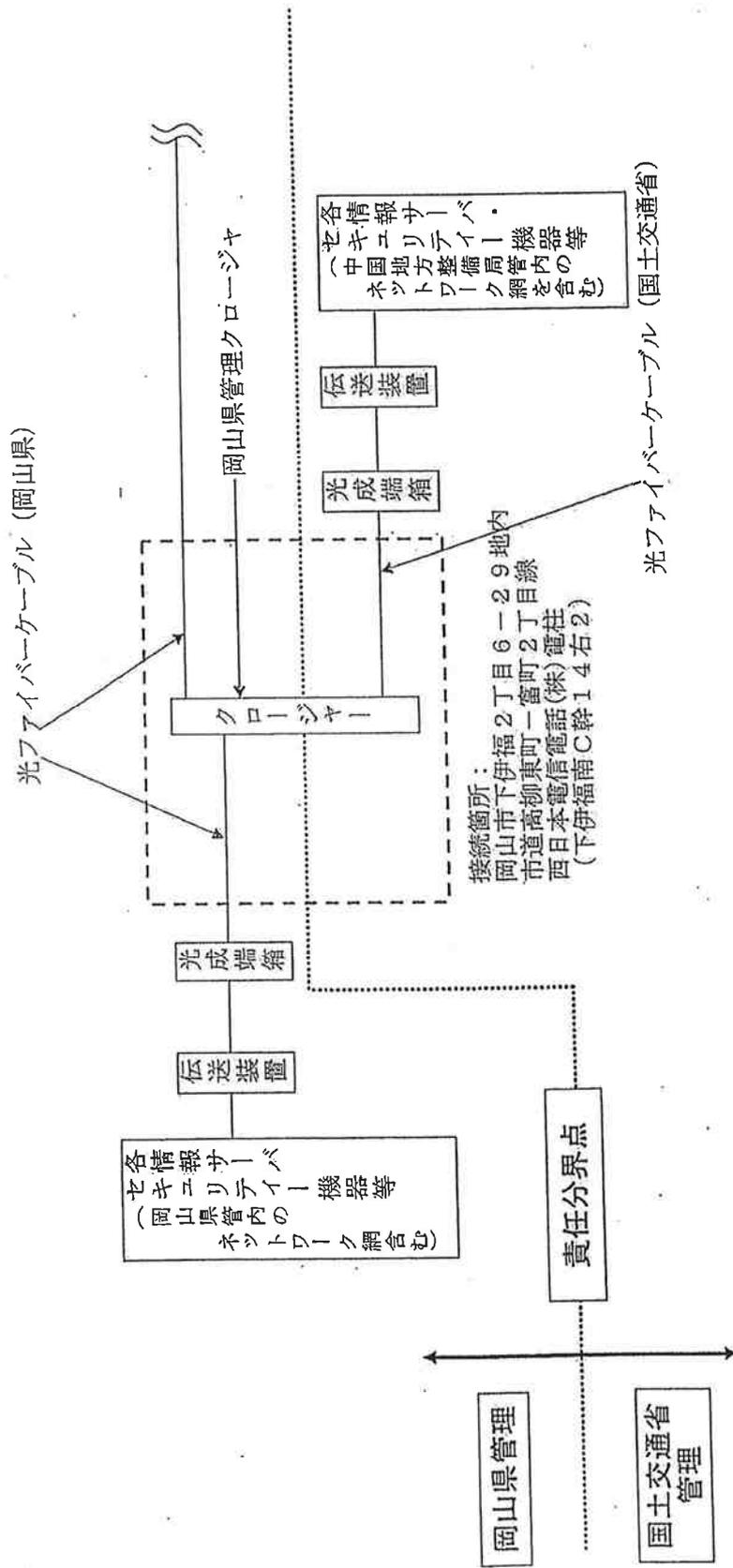


別図一1



別図-2 (1/2)

光ファイバー回線の責任分界点



※ 責任分界点は、国土交通省光ケーブル心線と岡山県光ケーブル心線の接続点とする。

別図-2 (2/2)

多重無線回線の責任分界点

